１　法定外公共物（里道・水路等）とは

道路法が適用される「国道・県道・市道」や河川法が適用又は準用される「二級河川・準用河川」のように、法律が適応・準用される公共物のことを「法定」公共物というのに対し、里道・水路や農道・農業用水路などのように法律が適用されない公共物を「法定外」公共物といいます。
法定外公共物は、公図上では無番地の長狭物であり、里道は赤色に、水路は青色に、それぞれ着色されていることから、赤線、青線と呼ばれることもあります。

２　法定外公共物の国からの譲与

里道・水路は、その多くが農道や農業用水路など、地区住民の日常生活に密着した道路・水路として利用されていますが、その敷地は、国有財産とされてきました。
地方分権の推進を図るため、国有財産である里道・水路のうち機能を有するもの等については、平成 17 年 3 月末までに市町村に譲与されました。
これにより、国から引き継いだ里道・水路については、これまで和歌山県（東牟婁振興局新宮建設部）に申請していた境界確定や用途廃止等の申請窓口が各市町村に変わりました。

３　法定外公共物管理条例の施行

市が所有する法定外公共物を適正に管理するため、平成 17 年 4 月 1 日から新宮市法定外公共物管理条例が施行されました。その主な内容は次のとおりです。
（１）法定外公共物の機能・構造等に支障を及ぼす行為の禁止
（２）敷地の占用･工事･土石等の採取･流水の占用は市長の許可が必要
（３）敷地の占用･土石等の採取･流水の占用は占用料の納入が必要

４　法定外公共物に関する手続

（１）境界確定に必要な手続

里道･水路は、法務局の公図（字図、地籍図等）に表示された地番のない長狭物（登記簿にも記載されていない）であり、通常、公図のほかにその位置や所在等を証する公文書は存在しません。しかし、公図を見ても里道･水路との実際の境界は確認できません。
そのため、里道･水路と民有地の境界については、隣接地の所有者が必要な場合に（地積更正や分筆等をされる場合）境界確定申請をしていただき、里道･水路の管理者である市及び隣接地、対側地の地権者の立会･協議により境界を確定することになります。

【立会･協議を要する隣接地等の所有者及び境界確定の範囲】

サンプル

申請地と公共用地の境界（**赤線部分**）を確定するために

隣接地　A、B（申請地、AまたはB、公共用地／**青〇部分の境界**を決めるには３者による立会・協議が必要）

対側地　C、D、E（申請地、A、B、C、D、E、公共用地／**水色線部分の境界**を決めるには７者による立会・協議が必要／理由は下記を参照）

里道･水路等の境界確定にあたっては、その幅員が狭いという特殊性から後日の紛争を防ぐため、申請地及びその隣接地並びに対側地の地権者の立会のもとで境界を確定します。

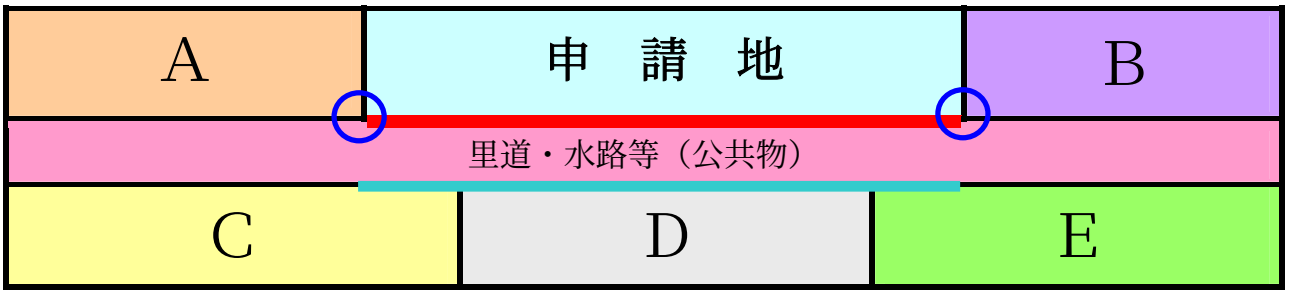

【境界確定手続の主な流れ】

申請書提出　⇒　現地立会･協議　⇒　境界確定図・境界設定同意書の作成・提出
(申請者)　(申請者･隣接者等)【市】　(申請者)

⇒　境界確定図等の審査　⇒　境界確定書の作成･交付
【市】　【市】

※　申請人、隣接者、対側者、公共用地
すべての同意・承諾がない場合境界確定は出来ません。

（2）占用許可に必要な手続

①　占用の許可

法定外公共物は、道路機能や流水機能の確保のため基本的には構造物等による占用は認められません。

しかし、法定外公共物の機能･構造に支障のない範囲で占用等の許可を受けることができます。法定外公共物の敷地に施設･構造物を設け、継続して使用するために占用する場合は、事前に市長の許可が必要です。

②　占用料の納入

法定外公共物の敷地等の占用許可にあたっては、市道や準用河川と同様に占用料を納入いただく必要があります。

【占用許可手続の主な流れ】

占用許可申請　⇒　現地調査　⇒　占用許可書の交付・占用料の納入　⇒　占用開始
(申請者)　　【市】　　【市】（申請者)　　(申請者)

（3）工事許可に必要な手続

法定外公共物において、敷地の占用を伴わない工事（歩道の切下げ、ガードレールの撤去、法面の盛土・切土等）を行う必要がある場合、法定外公共物の機能･構造に支障のない範囲で工事の許可を受けることができます。

工事許可についても占用許可と同様に事前に市長の許可（法定外公共物工事施工許可申請）が必要になりますが、占用料は必要ありません。

【工事許可手続の主な流れ】

法定外公共物工事施工許可申請　⇒　現地調査　⇒　工事許可書の交付
(申請者)　　【市】　　【市】（申請者)

⇒　工事完了届提出・確認
（申請者）【市】

①　用途廃止申請

「用途廃止」とは、特定の行政目的（道路･水路等）の用に供していた行政財産を、その用に供する必要がないものと認めてその用途を廃止し、普通財産（行政目的でない財産）にする手続をいいます。

用途廃止は、法定外公共物の払い下げを受けようとする場合、用途廃止して普通財産（行政目的でない財産）にしないと払い下げができないことから必要になる手続です。

申請には、隣接地所有者及び地元代表者等の同意を得ていただく必要があります。また、測量図の作成が必要です。

②　市有地払下げ申請

用途廃止された普通財産は、払下げを受けることができます。通常、法定外公共物は単独では利用不能な長狭物であるため、申請者は、原則として当該公共物の隣接地所有者（用途廃止申請者）になります。

《用途廃止（払下げ）手続の主な流れ》

用途廃止申請　⇒　現地調査･審査　⇒　用途廃止決定通知　⇒　市有地払下申請
(申請者)　　【市】　　【市】　　（申請者）

⇒　払下価格の決定　⇒　売払い契約・代金の納入　⇒　所有権移転登記
【市】　　【市】（申請者)　　【市】

（4）付替えに必要な手続

「付替え」とは、法定外公共物の用途に代わるべき代替施設を市に寄附し、従前の法定外公共物の敷地の譲与を受ける手続をいいます。（寄附した財産の範囲内は無償）

申請にあたっては、隣接地所有者及び地元代表者等の同意を得ていただく必要があります。

なお、付替えを希望される場合は、代替施設の寄附を受けることが適当かどうかの審査がありますので、代替施設の工事施行前に必ずご相談ください。

《付替え手続の主な流れ》

事前協議　⇒　代替施設寄附申込・従前施設用途廃止申請　⇒　寄附受納・用途廃止決定
(申請者)　　(申請者)　　【市】

⇒　代替施設登記　⇒　従前施設譲与申請　⇒　従前施設譲与契約　⇒　従前施設登記
【市】　　(申請者)　　(申請者)【市】　　【市】